

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係

(2) 遊技機の軽微な変更の届出

ア 書類の準備

変更届出書（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則別記様式第 11 号） ※ 必要事項を記載する。

△ 部品に関する書類

△ 写真

△ その他

※ △は変更に関するものがあれば添付する。

イ 郵送

変更届出書の「届出年月日」には、発送日を記載。

簡易書留 又は レターパックプラス
で管轄警察署あてに郵送する。

※ 郵便が管轄警察署に到達すれば、内容を確認し、問題なければ受理となります。
(不備等があれば、管轄警察署から連絡をします。)